



ごみの焼却（野焼き）は禁止です!!

野焼きは法律によって禁止されています。

ドラム缶や、ブロック積み、穴を掘っての焼却も野焼きと同じです。

物を焼くと必ず煙が出ます。

特にビニールやナイロン系、プラスチック系の物は専用の高温炉で焼かないと、有害物質が煙となって空気を汚す原因になります。

また焼け残った灰にも有害物質が含まれている可能性があります。

- 家庭のごみは、分別して収集場所へ出してください。
- 落ち葉や庭木は、せんてい枝の日にしてください。
- 事業所からのごみは、廃棄物処理業者に処分を依頼してください。

皆さんの心づかいで自然環境を大切にしましょう。



問い合わせ

愛媛県松山保健所 環境保全課 ☎909-8759

役場生活環境課 ☎985-4117

ごみ分別Q&A ~金属類~

Q：金属類に分別するものは、どのようなものですか？

A：アルミマーク  ・ スチールマーク  の無い缶や箱など
 金属製の調理器具（なべ、包丁、ボウルなど）や食器（スプーン、フォークなど）
 はさみ、ハンマー、ペンチなどの道具や釘
 アイロン（金属部分の比重が大きいので埋立ごみではありません）
 アルミ箔（アルミ箔鍋、アルミホイル）
 ベルトやバッグから取り外した金具などです。

Q：金属類の分別に該当しない代表的なものは？

A：   のマークがある缶。
 これらは、毎月第1・第3土曜日に集める「かん類」に分別してください。

Q：金属類の出し方は？

A：包丁やカッターなどの刃物は、危ないので紙や布に包みます。調理器具や道具の持ち手部分は、無理に外す必要はありません。スプレーやカセットボンベのような缶は、必ず中のガスを抜いてください。

透明か白色半透明の袋に入れて、毎月第4土曜日にごみステーションに出しましょう。

刃物入りの袋には **きけん** と書いてください。

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置です。微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃、法定検査に分かれますが、浄化槽法では、それぞれ定期的に実施することが義務付けられています。

保守点検
 浄化槽の保守点検は、機械の点検・補修や消毒剤の補給などを行います。

清掃
 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る作業を清掃といえます。

法定検査
 浄化槽の使用開始後とその後年一回県知事が指定した検査機関の実施する法定検査を受けなければなりません。

問い合わせ

（社）愛媛県浄化槽管理センター
 松山支部 ☎925-2826

浄化槽は維持管理が大切です!!

ごみ減量一〇メモ

紙類の分別と行方（新聞、段ボール）

新聞は水濡れや油汚れのないようにしています。段ボールはガムテープなどを取り除いていますが。

皆さんがきちんと分別した新聞や段ボールのほとんどが、再び新聞や段ボールになります。

それ以外には、菓子箱や絵本など厚紙の原材料になります。

ごみ減量対策委員会